

## 苫小牧税務署では、 署外に確定申告会場を開設しました。

苫小牧税務署では、署外に確定申告会場を開設し、所得税（譲渡所得等を含む）、消費税（個人事業者）及び贈与税の申告書記載のアドバイスを行っています。

**会場** 苫小牧駅前プラザegao7階  
（苫小牧市表町6丁目2-1）

**期間** 1月22日（火）～3月17日（月）

ただし期間中の土、日曜日、祝日を除きます。

**受付時間** 9:00～11:30、13:00～16:30

（9:00～10:00の間は、1階駅側入口からお入りください。）

**注）**上記期間中、税務署には確定申告会場を設置していません。

・確定申告会場（苫小牧駅前プラザegao）にお越しの際は、なるべく公共の交通機関をご利用ください。

・egao駐車場またはバスターミナル駐車場を2時

間まで無料でご利用できます。駐車券を確定申告会場までお持ちください。

・確定申告会場（苫小牧駅前プラザegao）には、納税の窓口がありませんので、最寄の金融機関の窓口で納付してください。

・確定申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「確定申告書等作成コーナー」でも作成することができます。

・完成した申告書を郵送される場合は、苫小牧税務署あてにお送りください。

・完成した申告書の窓口提出は苫小牧税務署でも受付いたしますが、申告についてお尋ね等がある場合は確定申告会場までお越しください。

**問合せ** 苫小牧税務署【☎0144-32-3165】まで。

※一般相談は、税務相談室電話相談センターが、他は、当税務署が対応いたします。

（上記番号に電話をし、音声ガイドに従って電話を操作してください。）

## 便利な国税電子申告・納税システム（e-Tax）を是非ご利用ください！

e-Taxは、インターネットができるパソコンがあれば、税務署に出かけることなく、国税に関する各種手続（所得税などの申告、全税目の納税及び各種申請・届出等）を自宅などから行うことができます。

### ①HPからカンタン申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

### ②最高5、000円の税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行なうと、最高5、000円の所得税の税額控除を受けることができます。

③添付書類が提出不要  
所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました（確定申告期限から3年間、

添付書類の提出又は提示を求められることがあります。）  
④還付金がスピーディー  
e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。  
この機会に是非e-Taxをご利用ください！  
手続等の詳しい内容は、e-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

平成19年度分の所得税から適用される主な改正事項  
①定率減税について  
平成11年以降、景気対策のために継続されてきた定率減税が廃止されています。  
②所得税の税率について  
所得税の税率が以下のとおり改正されています。  
③地震保険料控除の創設  
損害保険料控除が改組され、損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等を支払った場合には、その保険料等の金額の合計額（最高5万円）をその年分の総所得金額等から控除する地震保険料控除が創設されています。  
なお、今までの長期損害保険料控除に該当するもので、

平成18年12月31日までに契約を締結したものについては、従来と同様の計算による金額（最高1万5千円）を控除することができます。

平成18年12月31日までに契約を締結したものについては、従来と同様の計算による金額（最高1万5千円）を控除することができます。

**問合せ** 苫小牧税務署  
☎0144-32-3165

改正前		改正後	
課税される所得金額	税率	課税される所得金額	税率
330万円以下	10%	195万円以下	5%
900万円以下	20%	330万円以下	10%
1,800万円以下	30%	695万円以下	20%
1,800万円超	37%	900万円以下	23%
		1,800万円以下	33%
		1,800万円超	40%